

令和2年度

奥会津イノベーション創出事業

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

奥会津イノベーション創出事業委託（以下、「委託業務」という。）の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

2 事業の目的

地域の活性化及び持続可能な集落を目指すため、地域資源（山川文化、伝統食、郷土食等）の掘り起こしを行い、来訪者が奥会津が持つ深い魅力を体験できる新しい滞在型モデルを構築し、その利活用を図る。

3 事業の概要

- (1) 発注者 只見川電源流域振興会
- (2) 事業名称 奥会津イノベーション創出事業
- (3) 業務内容 奥会津におけるイノベーション創出に向けた拠点の体制構築や地元産材を活かした料理や伝統食、郷土食を活用した実証実験など、これらの報告書作成に係る業務とする。詳細は、別紙「奥会津イノベーション創出事業委託仕様書」を参照すること。
- (4) 予算額 金4,394,000円を上限とする。
※消費税額及び地方消費税額を含む。
- (5) 履行期限 受注者は、原則として令和3年2月28日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された業務工程表の完了時期迄に完成させる。

4 公募スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和2年6月15日（月） |
| (2) 質問書の受付期間 | 令和2年6月15日（月）～6月22日（月） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和2年6月23日（火） |
| (4) 参加申込書及び企画提案書の提出 | 令和2年6月26日（金） 17時必着 |
| (5) 選考結果の通知 | 令和2年6月30日（火）以降 |

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 福島県内に本店、支店、営業所などの拠点を有すること。
- (2) 地方税、国税等を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条の該当者ではないこと。

6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込等を行うこと。

(1) 参加申込書等の提出（提出期限：6月26日（金）17時必着）

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）により提出先に提出すること。

なお、様式は当協議会ホームページからダウンロードの上、入手すること。

ア「参加申込書」1部（様式1）

イ「会社（団体）概要書」1部（様式2）

ウ「業務受託実績書」1部（様式3）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（記録誌やその目次など）を5部提出すること。（コピー可）

エ「業務実施体制」1部（様式4）

契約締結後における業務の実施体制及び業務従事者の情報について記載すること。

オ「企画提案書」10部（様式自由）

カ「業務工程表」10部（様式自由）

ク「参考見積書」10部（様式自由）

*イ及びウ並びにエについては、様式に掲げる項目内容が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書等は、返却しないこととする。

(2) 仕様書に記載されている事項以外で、事業の趣旨や目的に沿うものであって、予算の範囲内であれば加えて提案することは可とする。

(3) 質問書（様式5）の受付 ※受付期間：6月15日（月）～6月22日（月）

①本プロポーザルに関する質問は趣旨を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

②質問者には、電子メールにより回答を送付する他質問の趣旨及び回答は、当協議会ホームページ上で公開する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

7 選定方法

「奥会津イノベーション創出事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。

審査委員会での最も高い評価となった提案者を受託候補者として選定する。

また、提案者が1者の場合でも審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

審査委員会は、非公開とする。

(1) 企画提案書による審査を行い、受託候補者の選定を行う。

(2) 審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

(3) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

8 評価基準

審査委員会に際しては、概ね以下の点を基準により総合的に審査する。

(1) 内容

- ①交流拠点、滞在型交流拠点の運営体制や実証実験は実現可能であるか。
- ②実証実験の中で伝統食を活かした取り組みがなされているか。
- ③今後多面的な事業展開をするにあたって適切な取り組みか。
- ④拠点の運営を継続して行うことのできる体制構築を目指しているか。
- ⑤ガストロノミーが実現可能な取り組みであるか。
- ⑥両拠点にて提供予定の食事は地元産材や伝統食、郷土食を活かしたものであるか。
- ⑦拠点の近隣住民から理解や協力が得られるようなアプローチかどうか。
- ⑧見積額は適切か。および業務執行体制は適切か。

(2) その他

- ①内容に工夫があるか。別紙「奥会津イノベーション創出事業委託仕様書」に記載のある実施内容や仕様の他に予算の範囲内で提案出来る内容等があればなお可。
- ②業務履行能力、事業への理解があるか。
- ③類似業務の実績があり、かつ、実施体制が明確であり、業務を遂行する能力があるか。
- ④実施手順、スケジュールが適切に示され、実施可能な工程であるか。
- ⑤提案に対して、見積りが適切であるか。

9 契約

(1) 受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、当協議会と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

10 各書類の提出先・問合せ先

担当 只見川電源流域振興協議会 木村
住所 〒969-7511 福島県大沼郡三島町宮下字宮下350
電話 0241-48-5525
FAX 0241-48-5575
メール webmaster@okuaizu.net